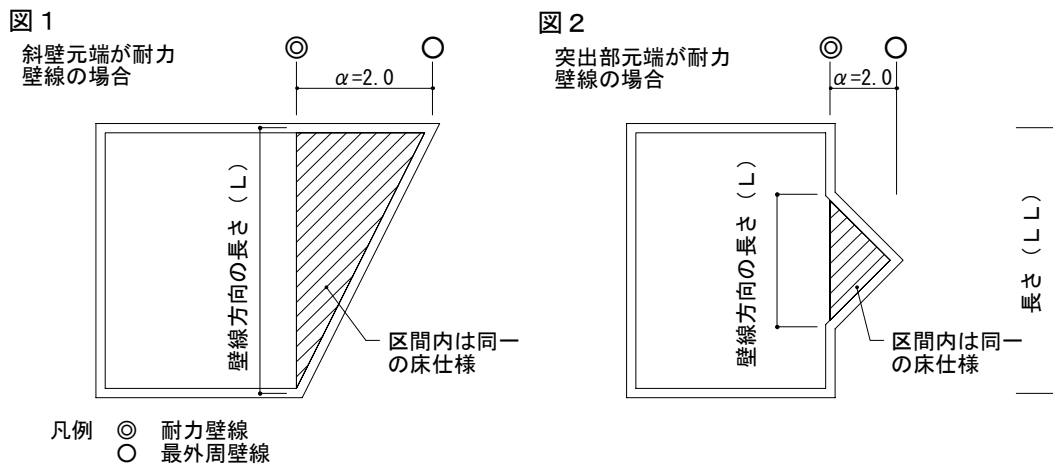


斜め外壁を有するプランにおける床倍率の評価要領

住宅性能評価機関等連絡協議会

平成 17 年 3 月 3 0 日 決定

この要領は、評価方法基準 1-1(3)ニ 及び 1-3(3)ニ における床倍率の検討にあたって、代表的な斜め外壁を有するプランにおける床倍率の評価要領をまとめたものである。なお、この要領は、評価機関の業務の参考に供するものであり、この要領に従うことを要請する目的のものではなく、また、この要領に当てはまらない斜め外壁を有するプランでは、別途個別の検討が必要となる。



上記図 1 及び図 2 のような斜め外壁を有するプランにおける床倍率の評価は、以下の考え方によることが可能である。なお、元端が耐力壁線 となる場合 (LL の 6/10 以上かつ 4 m 以上の有効壁長を有する壁線) であることを条件としている。

(1) 最外周壁線及び壁線方向距離

先端の突出部分を最外周壁線 () と考える。また、存在床倍率と耐風等級に関する必要床倍率を求める際の耐力壁線方向の長さは、図 1 及び図 2 に示す距離 (L) を当該耐力壁線方向の長さとする。

(2) せん断力の負担

先端の最外周壁線 () では、せん断力 (反力) を負担することが出来ないため、耐力壁線 () の元端側がせん断力の全てを負担するため、 $\alpha = 2.0$ として計算する。

(3) 区画内の床仕様

区画内の床仕様は、同一の仕様を原則とする。ただし、耐力壁線()へのせん断力の伝達を適切に考慮し、かつ、区画内で耐力壁線と平行に床仕様を変える場合には、「木造住宅のための住宅性能表示-構造編-構造の安定に関する基準解説書」P113にある「床区画が特殊な平行小区画と直交小区画の考え方」(平行小区画の中に複数の床の仕様がある場合)に準拠できるものとする。

(4) 吹抜け

区画内の先端もしくは全面が吹抜けの場合は、元端側耐力壁線()へのせん断力伝達が不可能なため、この要領にあてはめることは出来ない。よって、吹抜けに面して耐力要素を設けるなどの構造計画により、別途個別の検討が必要となる。

(5) その他

この要領は、客観的に斜め外壁部分が建物本体と一体として挙動するものと解釈できる場合を対象とする。従って、斜め外壁部分が建物本体と一体性に欠けていたり、極端に非整形な形状の場合等はこの要領に当てはめることが適当ではないため、別途個別の検討が必要となる。